

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理事業

## 保留地売却のご案内

(販売対象者)

先着順

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合

## 保留地（土地）の売却について

### 1 保留地販売の位置、区画数、面積及び処分価額

- 1) 位置 瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理事業施行地内  
[保留地・画地の位置図] のとおり
- 2) 区画数 3区画
- 3) 面積及び処分価格

街区番号	画地番号	地積 (㎡)	処分単価 (円/㎡)	処分価額 (円)	用途地域など
13	2	185.36	127,000	23,540,720	工業地域・建ぺい率 60%・ 容積率 200%・準防火地域な ど
20	2	216.17	128,700	27,821,079	
48	9	111.36	136,600	15,211,776	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 40%、容積率 80%、防火指定なし

### 2 買受申込書等の配布及び受付について

- ・申し込み用紙の配布及び受付場所

場 所 瑞穂町大字殿ヶ谷 6 9 6 番地 5

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合事務所

時 間 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

(ただし土曜、日曜日、祝日、年末年始は除く)

申込書はホームページでもダウンロードできます。また、申込みは先着順のため、郵送での申込みは行っておりません。

### 3 申込み資格

- ・成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・契約締結後指定した期間内に売買代金を納入することができること。
- ・未成年者でない者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に該当しない者。

### 4 買受申込書に添付する書類

- ・身分証明書（成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを証明する書類で、市町村長またはその他官公署の長が発行するもの）

※ 上記書類は、本籍地で発行しています。

- ・住民票（世帯全員・続柄の掲載してあるもの）
- ・登記簿謄本及び納税証明書（法人の場合）

## 5 契約及び代金の納入について

理事会において承認にされた後、保留地売却決定の通知をします。

契約の締結は、上記通知を受けた日から10日以内になります。

なお、契約時には売買代金の5%以上（千円未満切り上げ）を契約保証金として納入していただきます。

売買代金（契約保証金を差し引いた残金）の納入は、契約締結の日から90日以内に全額納入していただきます。

## 6 土地の引渡し

土地の引渡しは、売買代金完納後、現地立会の上行います。

契約者は、土地の引渡しが完了するまで土地を使用することはできません。

## 7 所有権の登記

土地の所有権は、換地処分（事業完了）に伴う登記完了後施行者が行います。（換地処分後3ヶ月程度）

この土地は、換地処分に伴う登記がされませんと登記簿上による抵当権の効力はありませんので、資金を借入れる方は、金融機関と充分協議しておいて下さい。

この登記に要する費用は、契約者の負担となります。

この所有権移転登記は契約者の名義とし、契約者の名義を変更することは認めません。

共有名義で所有したい場合は、申込み時から連名で申し込みをしてください。

（予定持分も記入）

## 8 その他の設備について

①上水道の引込みは、東京都水道局に個人申請してください。

②下水道の汚水ますの設置は、瑞穂町都市整備部都市計画課下水道係に申請してください。

③電気、ガスにつきましては、購入者か手続きをしてください。

## 問合せ先

瑞穂町大字殿ヶ谷696番地5

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合

TEL 042-557-6005

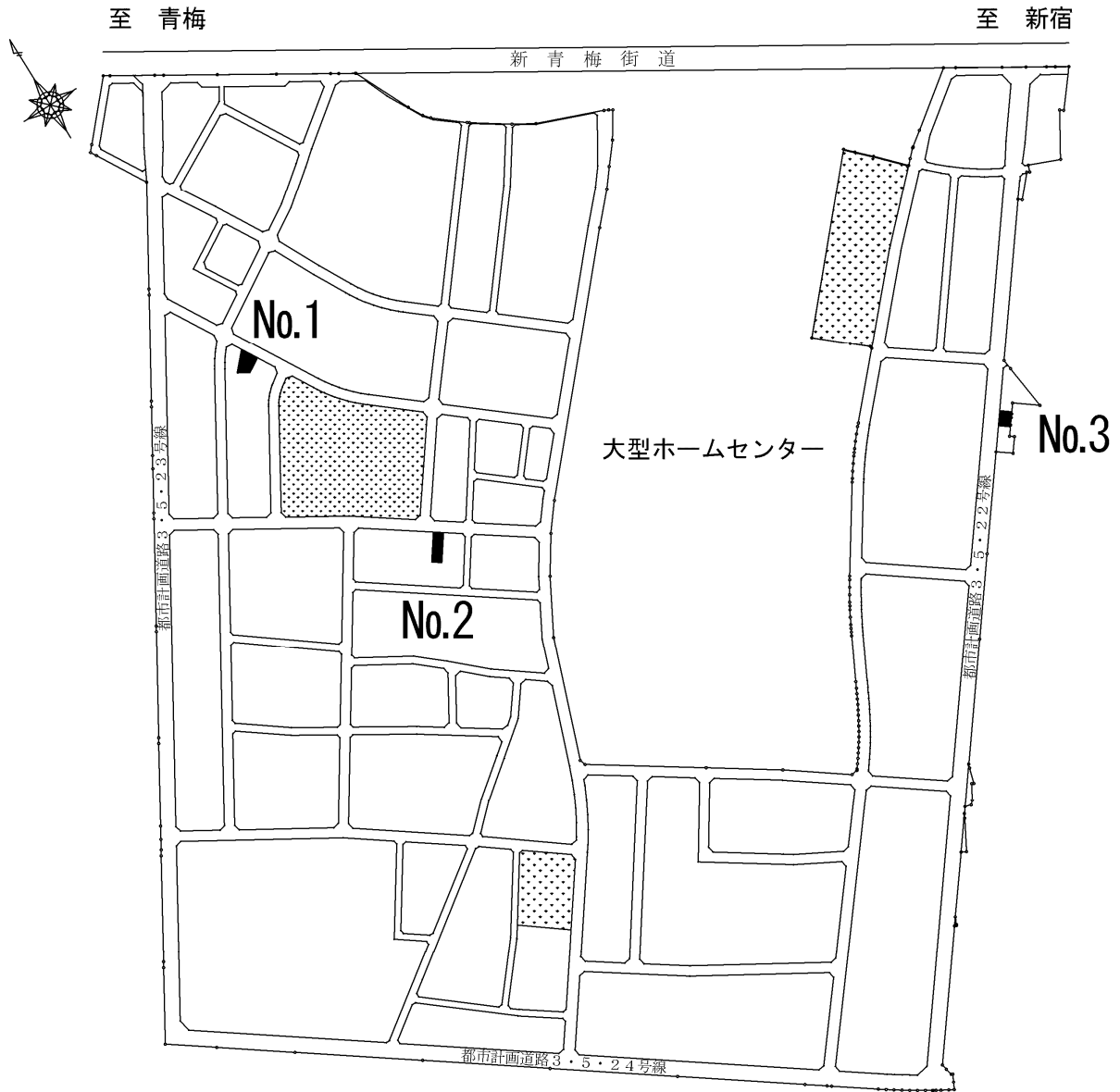
平成27年6月18日

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合

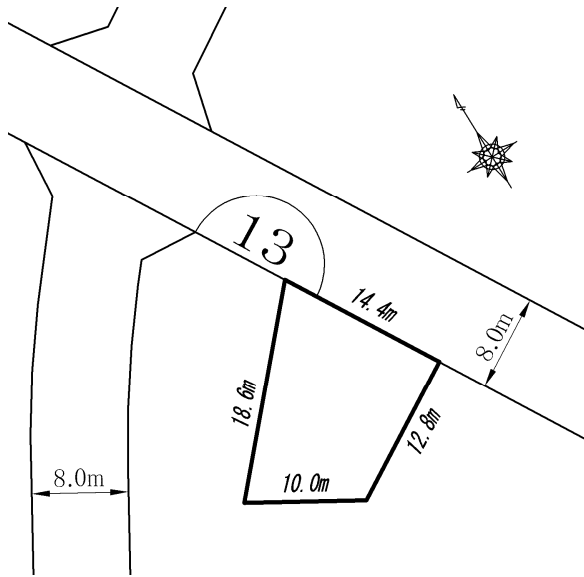
理事長 榎本 皖一

# 保留地・画地の位置図

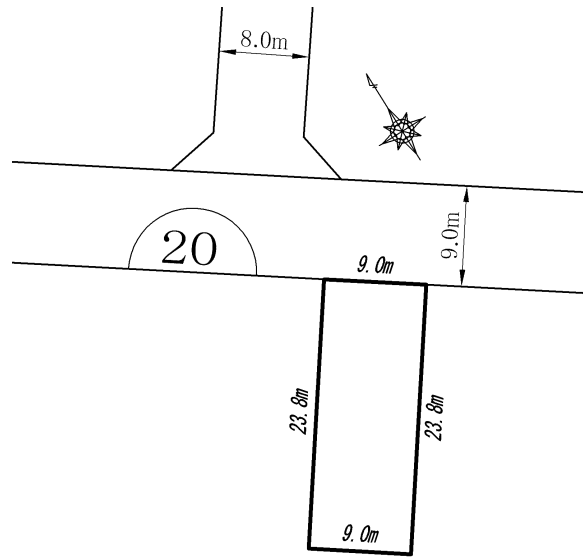
- 保留地販売箇所
- ▨ 公園予定地



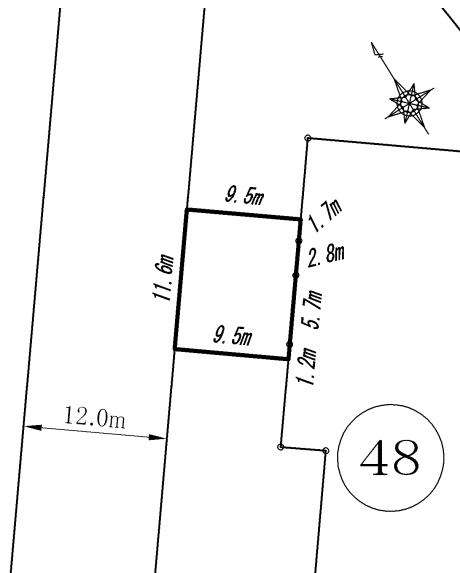
No.1



No.2



No.3



48